

4. 国際的な取組の推進

森林は、気候変動の緩和、生物多様性の保全、土壌や水の保全、自然災害リスクの軽減、木材、食料、燃料、飼料の供給等、人類の生存に不可欠な財やサービスを提供しているが、農地への転用等に起因する減少・劣化の影響が懸念されており、持続可能な森林経営の推進や地球温暖化防止に向けた国際的な取組が進められている。

以下では、持続可能な森林経営の推進、地球温暖化対策と森林、生物多様性に関する国際的な議論、我が国による森林分野での国際協力について記述する。

(1) 持続可能な森林経営の推進

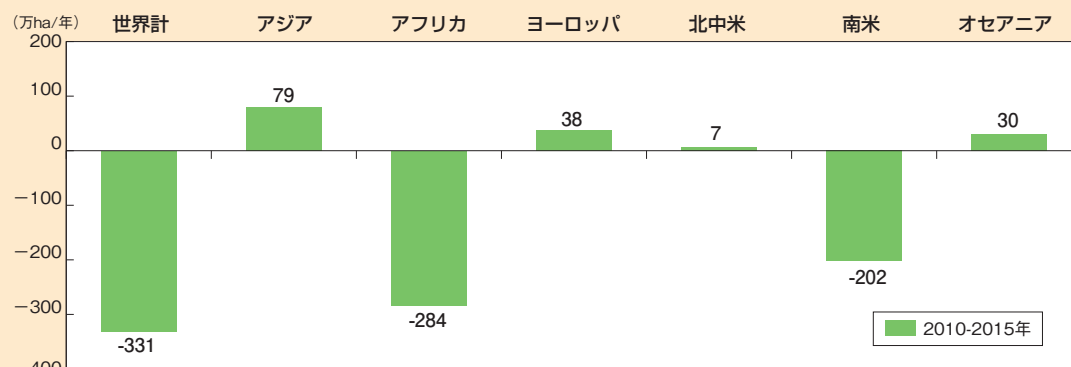
(世界の森林の減少傾向が鈍化)

国際連合食糧農業機関(FAO^{*112})の「世界森林資源評価2015^{*113}」によると、2015年の世界の森林面積は40億haであり、世界の陸地面積の31%を占めている。

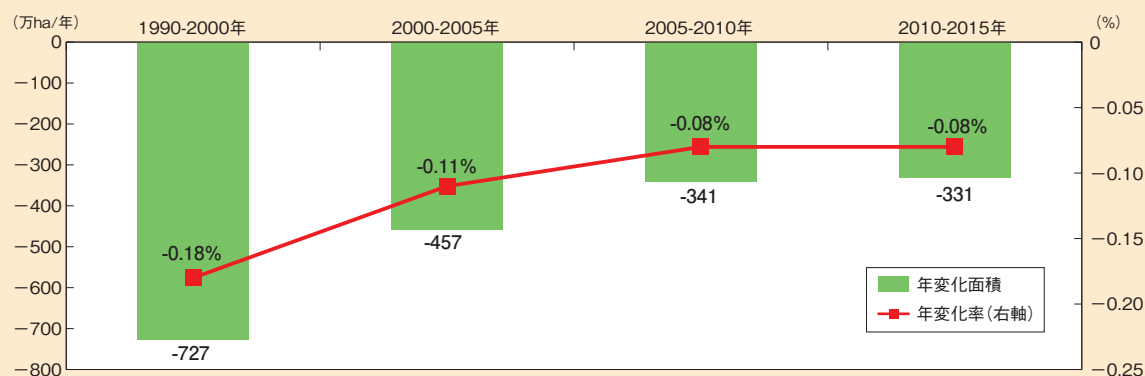
世界の森林面積は、2010年から2015年までの5年間に、中国やオーストラリアを始め、植林等により森林面積を大幅に増加させた国がある一方、ブラジルやインドネシア等において熱帯林等が減少したことにより、全体として年平均で331万ha減少している。地域別にみると、アフリカと南米でそれぞれ年平均200万ha以上減少している一方、アジア等では森林面積は増加している(資料Ⅰ-37)。熱帯地域で起こっている近年の森林減少の約8割が

資料Ⅰ-37 世界の森林面積の変化

【地域別】



【1990-2015年】



資料：FAO「世界森林資源評価2015」、[Forest Ecology and Management]

*112 「Food and Agriculture Organization of the United Nations」の略。同機関の概要については、第Ⅰ章第4節(4)104-105ページを参照。

*113 FAO (2015) Global Forest Resources Assessment 2015

農地への転用に起因し、他方、温帯や冷温帯地域では耕作地や放牧地の減少に伴って森林面積が増加傾向にあるなど、森林面積と農地面積の増減には負の相関がみられる^{*114}（資料Ⅰ－38）。

また、世界の森林面積の減少率^{*115}は、1990－2000年期の年平均0.18%から、2010－2015年期の年平均0.08%に半減しており（資料Ⅰ－37）、他の土地利用への転用速度が減少したことなどにより、森林面積の減少は減速傾向にあるが、2019年8月頃に生じたブラジルを始めとするアマゾン地域における大規模な熱帯雨林の火災など、各地で生じた森林火災の被害が世界的に注目された。

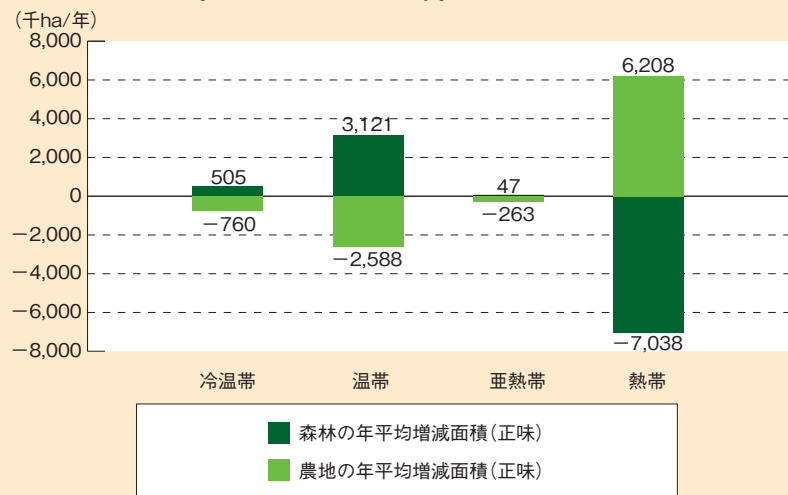
（国連における「持続可能な森林経営」に関する議論）

持続可能な森林経営の推進に向けては、1992年の「国連環境開発会議（UNCED^{*116}）」（以下「地球サミット」という。）において「森

林原則声明^{*117}」が採択されて以降、国連の場で政府間対話が継続的に開催されている（資料Ⅰ－39）。2001年以降は、経済社会理事会の下に設置された「国連森林フォーラム（UNFF^{*118}）」において、各国政府、国際機関等が森林問題の解決策を議論している。

2015年に開催された「UNFF第11回会合

資料Ⅰ－38 気候帯別の森林と農地の年平均増減面積（正味）（2000～2010年）



資料：FAO「世界森林白書2016」

資料Ⅰ－39 国連における持続可能な森林経営に関する政府間対話の概要

年	会 議 名	概 要
1992	国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）	・ アジェンダ21（森林減少対策等）の採択 ・ 森林原則声明の採択
1995～1997	森林に関する政府間パネル（IPF）会合	・ IPF行動提案取りまとめ
1997～2000	森林に関する政府間フォーラム（IFF）会合	・ IFF行動提案取りまとめ
2001～	国連森林フォーラム（UNFF）会合	・ 「森林に関する協調パートナーシップ（CPF）」の設置 ・ 「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書（NLBI）」の採択
2015	国連森林フォーラム第11回会合（UNFF11）及び閣僚級会合	・ 閣僚宣言を採択 ・ 「2015年以降の森林に関する国際的な枠組」の採択
2017	国連森林フォーラム特別会合	・ 「国連森林戦略計画（UNSPF）2017-2030」の採択 ・ 「4ヶ年作業計画2017-2020」の採択

資料：林野庁計画課作成。

*114 FAO「世界森林白書2016（State of the World's Forests 2016）」。世界森林白書は、2年に1度FAOが公表する世界の森林に関する動向報告であり、2016年は土地利用の変化について特集。

*115 森林面積に対する減少面積の割合。

*116 「United Nations Conference on Environment and Development」の略。

*117 正式名称は「Non-legally binding authoritative statement of principles for a global consensus on the management, conservation and sustainable development of all types of forests（全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明）」。世界の全ての森林における持続可能な経営のための原則を示したものであり、森林に関する初めての世界的な合意である。

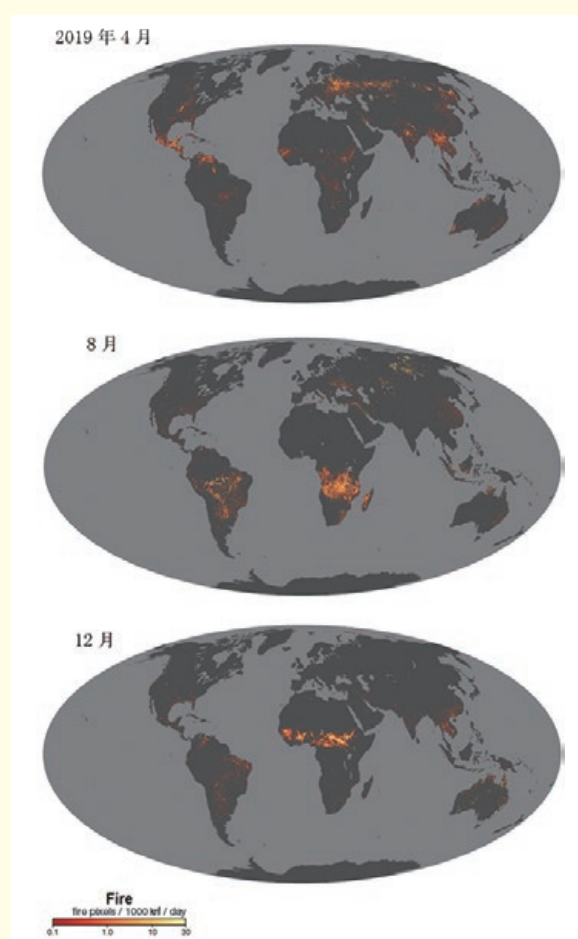
*118 「United Nations Forum on Forests」の略。

コラム 世界各地における大規模林野火災

FAO「世界森林資源評価2015」によると、2010年には世界で約6,500万haの森林で火災による攪乱^{かくらん}が生じた。森林や草地等における林野火災の原因は、落雷等の自然現象や、野焼きからの延焼や失火など人為によるものを含め様々である。生態系には、一定周期で生じる林野火災を前提に維持されてきた種で構成されるものも存在する。また、自然環境を草原など特定の遷移段階に留めておくための野焼きや、伝統的かつ持続的な焼畑等が行われてきた。一方で、急激な人口増加等による火災の頻発化や、失火による大規模化等によりバランスが崩れた場合は、広範囲の森林を荒廃させる側面もある。

特に2019年度には、世界各地で大規模な林野火災が相次いで発生し、森林生態系への被害や、気候変動への悪影響が懸念されている。

主な地域	概 要
アマゾン地域	2019年8月頃には、ブラジルを中心とするアマゾン地域における大規模な火災が注目された。火災発生地が林内の道路沿いに集中していることから(資料1)、森林の放牧地への転用を目的とした畜産農家等による野焼きが原因とされている。
オーストラリア	2019年9月頃から2020年初頭にかけて、オーストラリアにおける林野火災が注目された。特に南東部で発生した火災の大規模化は生態系にも多大な影響を与えた。「インド洋ダイポール現象」によるオーストラリアの乾燥やそれに伴う高温化に加え、地球温暖化の影響が指摘された。
北方林	北極圏周辺(シベリア、グリーンランド、アラスカ、カナダ等)では、泥炭層に延焼する泥炭火災が急増していることが報告された。高緯度地域では温暖化がより急速に進行しており、高温と乾燥により火災が生じやすい状況が生じている(資料2)。
インドネシア等	インドネシアでは、森林への火入れにより、火災が地中の泥炭層に延焼する泥炭火災が発生している。泥炭層の火災は地中に貯蔵された大量の二酸化炭素を排出することから、地球温暖化への一層の影響が懸念されている。
カリフォルニア(米国)	カリフォルニア等米国西海岸地域は毎年約50万haほどの林野火災が発生しているが、2018年、2019年には規模が数倍に拡大した。自然発火に加え、送電線からの火花等が一部の大規模火災の原因とされており(資料3)、住宅地等にも影響が出た。
アフリカ	アフリカでは、小規模農家による焼畑が多数行われている。こうした野焼きは、整地や害虫防除等を安価に行う方法として伝統的に行われてきた。一方、焼畑は件数では世界の林野火災の原因の約70%を占めるという報告もあり、急激な人口増加に起因して休閑期間の短縮化が進んでおり、土壌や植生等への影響が懸念されている。



一地点(1000km²)における1日当たりの火災発生件数
(赤→黄→白色順に件数増加。個々の火災規模を表すものではない)
図：2019年の火災発生状況
画像：NASA

注：日本国内の林野火災の状況については、第Ⅰ章第3節(4)90ページを参照。

資料1：NASAホームページ「Uptick in Amazon Fire Activity 2019」

資料2：世界気象機関ホームページ「Unprecedented wildfires in the Arctic」

資料3：California Department of Forestry and Fire Protection プレスリリース「CAL FIRE Investigators Determine Cause of the Camp Fire」(2019年5月15日)

(UNFF11)」では、「森林に関する国際的な枠組 (IAF) *119」を強化し2030年まで延長するとともに、2007年のUNFF7で採択された「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書 (NLBI) *120」を「国連森林措置 *121」に改称して2030年まで延長することなどが決定された。

2017年に開催された「UNFF特別会合」においては、「国連森林戦略計画2017-2030 (UNSPF *122)」が採択され、2030年までに達成すべき6の世界森林目標及び全世界の森林面積を3%増加させるなどの26のターゲットが定められた。同計画は、同年4月に国連総会において採択された。

UNFF12以降の会合については、実施・技術助言のセッションと、政策対話・協調等のセッションを毎年交互に開催することとされている。2017年に開催されたUNFF12では、貧困削減、ジェンダーの公平、食料安全保障等の議題に関し、森林セクターが果たすべき貢献の在り方について幅広い議論が行われた。

2018年に開催されたUNFF13では、UNSPF等の実施体制について議論されたほか、森林と関わりの深いSDGsのゴール (SDG15を含む6つのSDGs) *123の達成に向けた森林の貢献が議長サマリーとして取りまとめられ、同年7月の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム (HLPF *124) 2018」会合に提出された。

2019年5月に開催されたUNFF14では、SDGsのうち温暖化、教育、雇用分野が特にクローズアッ

プされ、SDGsの達成に向けた森林分野の貢献について議論された。

(アジア太平洋地域における「持続可能な森林経営」に関する議論)

2019年6月に韓国(仁川)において「第28回FAOアジア太平洋林業委員会(APFC28 *125)」及び「FAOアジア太平洋林業週間2019 (APFW2019 *126)」が開催され、平和構築や福祉拡大における森林の重要性や森林のランドスケープ再生など、域内の森林に関する幅広い議論が行われた。また、林野庁は国際協力機構 (JICA) とともにサイドイベントを開催し、森林生態系を活用した山地災害防止への取組に関する議論を行い、途上国における取組推進の意義やその重要性等に関する議論を喚起した。

「アジア太平洋経済協力 (APEC *127) 林業担当大臣会合」は、第4回会合が2017年に開催され、各エコノミー *128は、2020年までに域内で森林面積を少なくとも2,000万ha増加させるという目標に貢献するなど、8の目指すべき活動を盛り込んだ「第4回APEC林業閣僚会議のソウル声明」を採択した *129。

また、我が国は、中国、韓国、インドとの間で森林・林業分野に関する二国間・三国間の定期対話を行っている。そのうち、インドの間では、2015年に締結した「森林及び林業分野の協力覚書」に基づき2018年7月に策定したロードマップの進捗状況に関する第1回目の作業部会評価会合を2019年5月に開催した。同会合では、ロードマップに基づ

*119 UNFF及びそのメンバー国、「森林に関する協調パートナーシップ」、森林の資金動員戦略の策定を支援する「世界森林資金促進ネットワーク」及びUNFF信託基金から構成される。IAFは「International Arrangement on Forests」の略。

*120 森林に関する4つの世界的な目標((ア)森林の減少傾向の反転、(イ)森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化、(ウ)保護された森林及び持続可能な森林経営がなされた森林面積の大幅な増加と同森林からの生産物の増加、(エ)持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転)を掲げた上で、持続可能な森林経営の推進のために各国が講ずべき国内政策や措置、国際協力等を包括的に記述した文書。NLBIは「Non-Legally Binding Instrument on all types of forests」の略。

*121 「United Nations Forest Instrument」の日本語訳。

*122 「United Nations Strategic Plan for Forests 2017-2030」の略。

*123 SDGsと森林については、特集(3-41ページ)も参照。

*124 「High Level Political Forum on Sustainable Development」の略。

*125 「The twenty-eighth session of the Asia-Pacific Forestry Commission」の略。

*126 「Asia-Pacific Forestry Week 2019」の略。

*127 「Asia Pacific Economic Cooperation」の略。

*128 APECに参加する国・地域をエコノミー(economy)という。現在、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、アメリカ、ベトナムの21エコノミーが参加。

*129 APECホームページ「2017 APEC Meeting of Ministers Responsible for Forestry」

き、両国の関心事項のうち、①持続可能な森林経営（森林認証）、②森林資源の有効利用、③研究の3点について、両国の担当者等から発表を行うとともに、意見交換及び現地視察を通じて、これらの共通課題に対する理解を深めた。

（持続可能な森林経営の「基準・指標」）

「地球サミット」以降、持続可能な森林経営の進展を評価するため、国際的な「基準・指標^{*130}」の作成及び評価が進められている。現在、熱帯木材生産国を対象とした「国際熱帯木材機関(ITTO^{*131})基準・指標」、欧州諸国による「フォレスト・ヨーロッパ」、我が国を含む環太平洋地域の温帯林・亜寒帯林諸国による「モンリオール・プロセス」など、世界の各地域において取組が進められている。

「モンリオール・プロセス」には、カナダ、米国、ロシア、我が国等の12か国^{*132}が参加し、共通の「基準・指標」に基づき各国の森林経営の持続可能性の評価及び公表に取り組んでいる。現在の「基準・指標」は、2008年に指標の一部見直しが行われ、7基準54指標から構成されている(資料Ⅰ-40)。

2019年10月に熊本で開催した「モンリオール・プロセス国際シンポジウム」及び「モンリオール・プロセス作業部会第28回会合」では、基準・指標の活用方法等について議論を行った。国際シン

ポジウムでは、SDGsや国連森林戦略計画などに掲げられている地球規模の課題に森林が貢献する際の「基準・指標」の役割や今後の展望について一般参加者を交えて議論した。

（違法伐採対策に関する国際的な枠組み）

森林の違法な伐採は、地球規模の環境保全や持続可能な森林経営を著しく阻害する要因の一つであることから、国際的な枠組みでの違法伐採に対処する取組及び合法伐採木材の貿易を促進する取組が進められている^{*133}。

我が国はITTOに対して、熱帯木材生産国等における伐採事業者等への技術普及、政府の林業担当職員的能力向上と住民の森林経営への参加のための技術支援等に資金拠出を行っている。

APECでは2011年に「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT^{*134})」が設立され、我が国は当初からこれに参加している。EGILATでは、違法伐採対策及び合法伐採木材の貿易の推進に関する情報・取組の共有や意見交換、関係者の能力開発等について、APECエコノミーが協力して取り組んでいる。

2019年度のEGILATは、2019年8月にチリのプエルトバラス、2020年2月にマレーシアのプトラジャヤで開催され、民間企業の取組を促進するこ

資料Ⅰ-40 モンリオール・プロセスの7基準54指標(2008年)

基 準	指標数	概 要
1 生物多様性の保全	9	森林生態系タイプごとの森林面積、森林に分布する自生種の数等
2 森林生態系の生産力の維持	5	木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等
3 森林生態系の健全性及び活力の維持	2	通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等
4 土壌及び水資源の保全・維持	5	土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等
5 地球的炭素循環への寄与	3	森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等
6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進	20	林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等
7 法的・制度的・経済的な枠組み	10	法律や政策的な枠組み、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等

資料：林野庁ホームページ「森林・林業分野の国際的取組」

*130 「基準」とは、森林経営が持続可能であるかどうかをみるに当たり森林や森林経営について着目すべき点を示したものの。「指標」とは、森林や森林経営の状態を明らかにするため、基準に沿ってデータやその他の情報収集を行う項目のこと。

*131 「The International Tropical Timber Organization」の略。同機関の概要については、第Ⅰ章第4節(4)104ページを参照。

*132 アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、米国、ウルグアイ。

*133 違法伐採対策のうち、我が国の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」(平成28年法律第48号)等を含む各国における法整備等の取組については、第Ⅲ章第1節(4)166-169ページを参照。

*134 「Experts Group on Illegal Logging and Associated Trade」の略。

とが重要との認識から、各エコノミーや国際機関に加え業界団体等も参加して、違法伐採対策及び合法伐採木材の貿易の推進に係る取組状況(我が国の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)を含む。)や企業が直面する課題等について報告、意見交換が行われた。

なお、違法伐採対策については、2018年のAPEC閣僚会議の議長声明において、人材育成や適切な政策の推進、技術の開発を通じて、違法伐採対策と合法伐採木材の貿易の推進に真摯に取り組む旨が記載されている。

(森林認証の取組)

森林認証制度は、第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品(認証材)を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。

国際的な森林認証制度としては、世界自然保護基金(WWF^{*135})を中心に発足した森林管理協議会(FSC^{*136})が管理する「FSC認証」と、ヨーロッパ11か国の認証組織により発足したPEFC^{*137}森林認証プログラムが管理する「PEFC認証」の2つがあり、令和元(2019)年12月現在、それぞれ2億74万ha^{*138}、3億2,646万ha^{*139}の森林を認証している。このうちPEFC認証は、世界47か国の森林認証制度との相互承認の取組を進めており、認証面積は世界最大となっている。

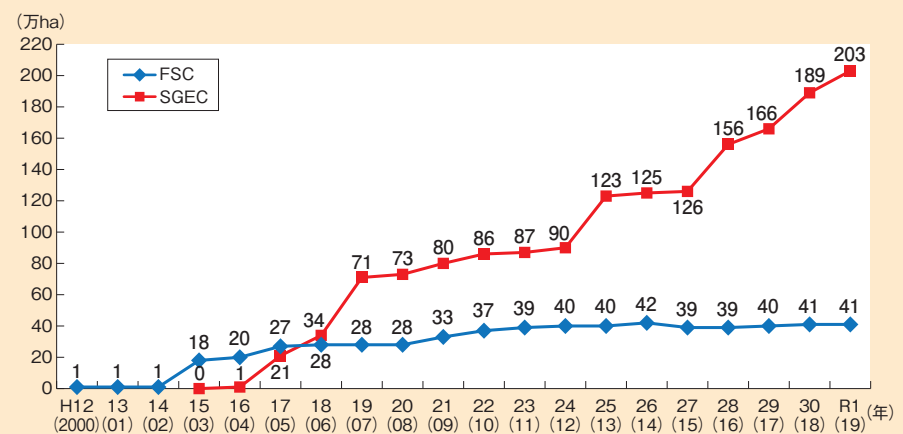
我が国独自の森林認証制度としては、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC/PEFC-J^{*140})が管理する「SGEC認証」がある。「モントリオール・プロセス」の基準・指標を基本に作られたSGEC認証は、平成28(2016)年6月には、PEFC認証との相互承認が実現し、SGEC認証を受けていることで、PEFC認証を受けた木材及び木材製品として取り扱うことができるようになった。

また、認証材は、外見が非認証材と区別がつかないことから、両者が混合しないよう、加工及び流通過程において、その他の木材と分別して管理する必要がある。このため、各工場における木材及び木材製品の分別管理体制を審査し、承認する制度(CoC^{*141}認証)が導入されており、令和元(2019)年12月現在、FSC認証、PEFC認証のCoC認証は、世界で延べ5万2千件以上の取得がなされている^{*142}。

(我が国における森林認証の状況)

我が国における森林認証は、主にFSC認証とSGEC認証によって行われており、令和元(2019)年12月現在の国内における認証面積は、FSC認証

資料 I - 41 我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGEC/PEFC-Jホームページを基に林野庁企画課作成。

*135 「World Wide Fund for Nature」の略。

*136 「Forest Stewardship Council」の略。

*137 「Programme for the Endorsement of Forest Certification」の略。

*138 FSC「Facts & Figures」(2019年12月4日)

*139 PEFC「PEFC Global Statistics:SFM & CoC Certification」(2019年12月)

*140 「Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes」の略。

*141 「Chain of Custody(管理の連鎖)」の略。

*142 FSC「Facts & Figures」、PEFC「PEFC Global Statistics:SFM & CoC Certification」

が約41万ha、SGEC認証が約203万haとなっている(資料I-41)。森林面積に占める認証森林の割合は、欧州や北米の国々に比べて低位にある(資料I-42)。CoC認証の取得件数については、我が国でFSC認証が1,500、SGEC認証(PEFC認証を含む^{*143})は547となっている^{*144}。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター^{*145}に対して森林認証の取得に当たり最も障害と思われることについて尋ねたところ、「森林認証材が十分に評価されていないこと」、「森林の所有規模が小さく、取得しても十分に活用できないこと」、「取得時及びその後の維持に費用がかかること」という回答が多かった(資料I-43)。また、令和元(2019)年に実施された世論調査において、国民に対して木材を使った製品を購入する場合、第三者の機関が、適切に管理されていると認めた森林から生産されたもの(森林認証材)であることを意識するかどうか尋ねたところ、「意識しない」との回答が約6割で最も多かった。これらの結果から、認証森林の割合が低位にとどまってきた要因として、森林所有者等にとって認証の取得・維持に費用がかかること、消費者の森林認証の制度に対する認知度が低く理解が進んでいないため、認証

材の選択的な消費につながってこなかったことが考えられる。このため、林野庁では、森林認証制度や森林認証材の普及促進や、森林認証材の供給体制の構築に向けた取組に対して支援している。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」では、同大会の組織委員会が発表している「持続可能性に配慮した木材の調達基準」において、認証材は、調達基準への適合度が高いものとして原則

資料I-42 主要国における認証森林面積とその割合

	FSC (万ha)	PEFC (万ha)	認証面積 (万ha)	森林面積 (万ha)	認証森林の 割合(%)
オーストリア	0	315	315	387	81
フィンランド	163	1,869	1,869	2,222	84
ドイツ	144	760	792	1,142	69
スウェーデン	1,147	1,570	1,499	2,807	53
カナダ	5,057	13,711	16,796	34,707	48
米国	1,454	3,394	3,940	31,010	13
日本	41	188	225	2,496	9

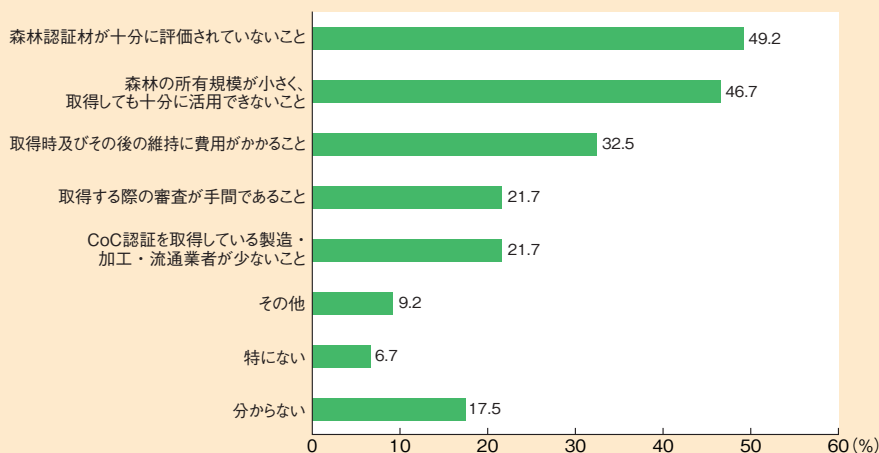
注1：認証面積は、FSC認証とPEFC認証の合計(令和元(2019)年12月現在)から、重複取得面積(2019年中間報告)を差し引いた総数。

注2：計の不一致は四捨五入による。

注3：日本のPEFC認証面積は、SGEC認証との相互承認後の審査・報告手続きが終了したもののみ計上。(令和元(2019)年12月現在)

資料：FSC「Facts & Figures」(2019年12月4日)、PEFC「PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification」(2019年12月)、FSC・PEFC「DOUBLE CERTIFICATION FSC and PEFC - 2019 ESTIMATION」(2020年1月)、FAO「世界森林資源評価2015」

資料I-43 森林認証取得に当たり最も障害と思われること(複数回答)



注：林業者モニターを対象とした調査結果。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

*143 相互認証によりいずれかのCoC認証を受けていれば、SGEC認証森林から生産された木材を各認証材として取り扱うことができる。

*144 FSC「Facts & Figures」、SGEC/PEFC-J「SGEC-FM認証事業者リスト」(令和元(2019)年12月31日現在)、「SGEC/PEFC-CoC認証事業者リスト」(令和元(2019)年12月31日現在)

*145 この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

認めることとされており、森林所有者や事業体による森林認証取得への後押しとなることが期待される。

(2)地球温暖化対策と森林

(国際的枠組みの下での地球温暖化対策)

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{*146}が2018年10月に発表した「1.5℃特別報告書^{*147}」によると、地球の平均気温は工業化以前の水準に比べて人間活動により約1.0度上昇したと推定されている。また、地球温暖化による気象災害の増加や農作物への影響などの自然及び人間システムに対する負の影響は既に観察されており、更なる地球温暖化により健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障及び経済成長に対するリスクは増大している。同時に、現在すでに実施されている適応策及び緩和策の規模の拡大や加速化、革新的な取組により、これらのリスクが低減することも示唆している。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、その原因と影響は地球規模に及ぶため、1980年代以降、様々な国際的対策が行われてきた。我が国は、国際社会の一員として、森林吸収源対策を始めとして国内外で地球温暖化対策を推進し、世界全体の温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

(気候変動枠組条約と京都議定書)

1992年には、地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約(UNFCCC^{*148}))」が採択された。同条約では、気候システムに危険な影響をもたらさ

ない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的として、国際的な取組を進めることとされた。

また、平成9(1997)年には、京都市で「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が開催され、条約の目的をより実効的に達成するための法的枠組みとして、先進国の温室効果ガスの排出削減目標等を定める「京都議定書」が採択された。同議定書では、2008年から2012年までの5年間で「第1約束期間」としており、この期間において我が国は、基準年(1990年)比6%の削減目標を達成し、このうち森林吸収量については、目標であった3.8%分を確保した。また、2013年から2020年までの8年間で「第2約束期間」としており、2011年に開催された「気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17^{*149})」では、同期間における各国の森林経営活動による吸収量の算入上限値を1990年総排出量の3.5%とすること、国内の森林から搬出された後の木材(伐採木材製品(HWP^{*150}))における炭素固定量を評価し、炭素蓄積の変化量を各国の温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することなどが合意された^{*151}。

我が国は、第2約束期間においては同議定書の目標を設定していないが、温室効果ガスの一層の削減の必要性を認めたCOP16の「カンクン合意」に基づき、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度総排出量比3.8%減以上として気候変動枠組条約事務局に登録し、「地球温暖化対策計画^{*152}」に従い森林吸収源対策により約3,800万CO₂トン(2.7%)以上の吸収量を確保することとしている^{*153}。なお、

^{*146} 気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的として、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)の下に設立された組織。IPCCは「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。

^{*147} 正式には、「1.5℃の地球温暖化:気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関する特別報告書」。

^{*148} 「United Nations Framework Convention on Climate Change」の略。

^{*149} ここでは、「COP11」以降の「COP」は、「京都議定書締約国会合(CMP)」を含む一般的な呼称として用いる。

^{*150} 「Harvested Wood Products」の略。

^{*151} 京都議定書第2約束期間における森林関連分野の取扱いについては、「平成24年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第3節(2)78-80ページを参照。

^{*152} 地球温暖化対策計画については、第Ⅰ章第4節(2)100-101ページを参照。

^{*153} 平成25(2013)年11月に気候変動枠組条約事務局に暫定の削減目標として3.8%減を登録、平成28(2016)年5月の地球温暖化対策計画の閣議決定を踏まえて、改めて同7月に3.8%減以上とする削減目標を正式に登録している。

第2約束期間の目標を設定していない先進国も、COP17で合意された第2約束期間の森林等吸収源のルールに則して、2013年以降の吸収量の報告を行い、審査を受けることとなっている^{*154}。

（2020年以降の法的枠組みである「パリ協定」等）

また、COP17における合意に基づき、全ての締約国に適用される2020年以降の新たな法的枠組みについて交渉が進められた結果、2015年のCOP21では、2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みである「パリ協定^{*155}」が採択された^{*156}（資料I-44）。同協定は2016年11月に発効し、我が国は同月に同協定を締結している^{*157}。

2018年のCOP24では、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択された。実施指針では、これまで使用してきた方法により温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められたため、パリ協定の下でも、森林の適切な経営管理や木材利用を進めることで、我が国の森林が吸収源として評価され、排出削減目標の達成に貢献することが可能となった。

（「地球温暖化対策計画」に基づき対策を推進）

政府は、「パリ協定」や平成27（2015）年に気候変動枠組条約事務局へ提出した約束草案^{*158}等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖

化対策計画」を、平成28（2016）年5月に閣議決定した。同計画では、令和2（2020）年度の温室効果ガス削減目標を平成17（2005）年度比3.8%減以上、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比26.0%減とし、この削減目標のうち、それぞれ約3,800万CO₂トン（2.7%）以上、約2,780万CO₂トン（2.0%）を森林吸収量で確保することを目標としている。この目標達成のため、適切な間伐等による健全な森林整備や、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくりの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の森林吸収源対策に総合的に取り組むことが明記されている。森林吸収量には、HWPによる炭素蓄積量の変化量も含まれており、平成30（2018）年度における森林吸収量は1,282万炭素トン（約4,700万CO₂トン）、このうちHWPによる吸収量は106万炭素トン（約388万CO₂トン）となっている^{*159}。

資料I-44 「パリ協定」の概要

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。
（削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる）
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容（協定5条）

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励。

資料：林野庁森林利用課作成。

*154 農林水産省プレスリリース「「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」、「京都議定書第11回締約国会合（CMP11）」等の結果について」（平成27（2015）年12月15日付け）

*155 「Paris Agreement」の日本語訳。

*156 「平成27年度森林及び林業の動向」トピックス4（5ページ）も参照。

*157 外務省プレスリリース「パリ協定の受諾書の寄託」（平成28（2016）年11月8日付け）

*158 自国が決定する貢献案。平成27（2015）年7月に地球温暖化対策推進本部で令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26.0%減とすることを決定。

*159 二酸化炭素換算の吸収量（CO₂トン）については、環境省プレスリリース「2018年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」（令和2（2020）年4月14日付け）による。CO₂トンは、炭素換算の吸収量（炭素トン）に44/12を乗じて換算したもの。

平成29(2017)年3月には、農林水産省において、同計画に掲げられた農林水産分野における地球温暖化対策を推進するため、その取組の推進方向を具体化した「農林水産省地球温暖化対策計画」を策定した^{*160}。

（「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の策定）

パリ協定においては、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略を策定、通報することが招請されている。このため、政府は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を令和元(2019)年6月に閣議決定した。同戦略では、最終到達点として今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むとしており、排出削減対策とともに、間伐や早生樹等の植栽を含む再造林などの適切な森林整備、木材利用の拡大に向けたイノベーションの創出、木質バイオマス由来マテリアルの用途拡大などの森林吸収源対策等に取り組むこととしている。

（開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応）

開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の約1割を占めるとされており^{*161}、その削減は地球温暖化対策を進める上で重要な課題となっている。「REDD+（レッドプラス）^{*162}」とは、開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減に向けた取組である「REDD（レッド）」に、森林保全、持続可能な森林経営等の取組を加えたものである。平成22(2010)年のCOP16の「カンクン合意」で、REDD+の5つの基本的な活動（森林減少からの排出の削減、森林劣化からの排出の削減、森林炭素蓄

積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化）が定義され、平成25(2013)年のCOP19では、REDD+の実施のための技術指針を含む一連の決定文書（通称「REDD+のためのワルシャワ枠組」）が採択された^{*163}。また、平成27(2015)年の「パリ協定」には、REDD+の実施や支援を奨励する条項が盛り込まれた（資料Ⅰ-44）。

我が国は、REDD+について、森林減少・劣化を効率的に把握する技術の開発、人材育成、森林資源を活用する事業モデルの開発や普及等により開発途上国の取組を支援している。

また、民間企業による開発途上国での活動を促進するため、平成26(2014)年度から関係省庁が連携して、二国間クレジット制度^{*164}（JCM^{*165}）でREDD+を実施するための規則やガイドライン類の検討を進めており、平成30(2018)年5月に、カンボジアとの間で初のガイドライン類が策定されたのに続き、令和元(2019)年10月にはラオスとの間でも策定された。そのほか、令和元(2019)年度はベトナム、ミャンマー等とガイドライン類の整備に向けた協議を行った。

さらに、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所REDD研究開発センターでは、民間企業支援のため、REDD+の実施に必要とされる技術の開発や作成した技術解説書による情報提供等に取り組んでいる。

平成26(2014)年、独立行政法人国際協力機構（JICA）と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所は、REDD+を含む開発途上国での森林保全活動を推進していくため、関係省庁、民間企業、NGO等が連携を強化し、情報を発信・共有する場として、「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」を立ち上げた。令和元(2019)年12

* 160 農林水産省プレスリリース「「農林水産省地球温暖化対策計画」の決定について」（平成29(2017)年3月14日付け）

* 161 IPCC(2014) IPCC Fifth Assessment Report: Climate Change 2014: Synthesis Report: 88.

* 162 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化の役割(Reducing emissions from deforestation and forest degradation, and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries)の略。

* 163 農林水産省プレスリリース「「気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)」、「京都議定書第9回締約国会合(CMP9)」等の結果について」（平成25(2013)年11月26日付け）

* 164 開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するもの。

* 165 「Joint Crediting Mechanism」の略。

月現在、91団体が加盟している^{*166}。

国際機関を通じた協力としては、我が国は、2007年に世界銀行が設立した「森林炭素パートナーシップ基金(FCPF^{*167})」の「準備基金^{*168}」に対して、これまでに1,400万ドルを拠出している。また、森林減少を抑制するための拡大資金を提供する世界銀行のプログラム(FIP^{*169})に6,000万ドル、開発途上国のREDD+戦略の準備や実施を支援するためにFAO、UNDP^{*170}、UNEP^{*171}が設立したプログラムであるUN-REDDに300万ドルを拠出している。また、途上国の気候変動対策を支援する多国籍間資金であり、我が国が15億ドルを拠出する緑の気候基金(GCF^{*172})においては、平成29(2017)年10月に開催された第18回理事会において、REDD+実施による開発途上国へ成果に応じた支払を行うための試験的なプログラムが承認された。

(気候変動への適応)

農林水産省は、平成27(2015)年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を策定した。同計画の内容は、同11月に策定された政府全体の「気候変動の影響への適応計画」に反映されている。また、平成29(2017)年3月には「農林水産省地球温暖化対策計画」の策定を踏まえた改定により国際協力等の追加が行われたほか、平成30(2018)年11月には「気候変動適応法^{*173}」に基づき策定された「気候変動適応計画」の内容を踏まえて改定された。

「農林水産省気候変動適応計画」及び「気候変動適応計画」では、将来、気候変動による豪雨の発生頻度や台風の最大強度の増加等が予測されている。これらに対応するため、森林・林業分野においては、山地災害が発生する危険性の高い地区のよりの確な把握を行い、土砂流出防備保安林等の計画的な配備を進めるとともに、土石流等の発生を想定した治山

施設の整備や健全な森林の整備、集中豪雨の発生頻度の増加を考慮した林道施設の整備等を実施するほか、^{かん} 湧水等に備えた森林の水源涵養機能の適切な発揮に向けた森林整備、高潮や海岸侵食に対応した海岸防災林の整備等を推進していくこととしている。また、気候変動による影響についての知見が十分ではないことから、人工林における造林樹種の成長等に与える影響や天然林における分布適域の変化等の継続的なモニタリングや影響評価、高温・乾燥ストレス等の気候変動の影響に適応した品種開発等の調査・研究を推進していくとともに、被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止^{*174}や国有林野における「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても積極的に取り組んでいくこととしている。

また、国際的にも様々な取組が行われており、GCFでは、途上国の気候変動対策を支援するという基本方針に基づき、REDD+活動への支援のみならず、生態系や水資源の保全など適応分野での支援についても積極的に行っていくこととしている。

資料I-45 「愛知目標」(2010年)における主な森林関係部分の概要

<目標5>	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失速度を少なくとも半減。
<目標7>	2020年までに、生物多様性の保全を確保するよう、農林水産業が行われる地域を持続的に管理。
<目標11>	2020年までに、少なくとも陸域・内陸水域の17%、沿岸域・海域の10%を保護地域システム等により保全。
<目標15>	2020年までに、劣化した生態系の15%以上の回復等を通じて、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献。

資料：The Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets (UNEP/CBD/COP/DEC/X/2)

*166 「森から世界を変えるREDD+ プラットフォーム」ホームページ「加盟団体」

*167 「Forest Carbon Partnership Facility」の略。

*168 開発途上国に対して、森林減少の抑制やモニタリング等のための能力の向上(技術開発や人材育成)を支援するための基金。

*169 「Forest Investment Program」の略。

*170 「United Nations Development Programme(国連開発計画)」の略。

*171 「United Nations Environment Programme(国連環境計画)」の略。

*172 「Green Climate Fund」の略。

*173 「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)

*174 松くい虫被害の拡大防止対策については、第I章第3節(4)88-90ページを参照。

(3)生物多様性に関する国際的な議論

森林は、世界の陸地面積の約3割を占め、陸上の生物種の少なくとも8割の生育・生息の場となっていると考えられている^{*175}。

平成4(1992)年に開催された「地球サミット」に合わせて、地球上の生物全般の保全に関する包括的な国際的な枠組みとして、「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約(CBD))^{*176}」が採択された。同条約は、令和元(2019)年12月現在、我が国を含む194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが締結している。

平成22(2010)年に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」において、同条約を効果的に実施するための世界目標である「愛知目標」(資料Ⅰ-45)を定めた「戦略計画2011-2020」が採択された。

同会議においては、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS^{*177})に関する「名古屋議定書」が採択され、平成26(2014)年に発効し、令和元(2019)年12月現在123か国・地域が締結している。我が国は、同議定書の締結に向けた検討を進め、平成29(2017)年8月に98か国目の締約国となった。また、これに合わせて同議定書に対応する国内措置として「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(ABS指針)」を施行した^{*178}。

平成30(2018)年11月にはエジプトのシャルム・エル・シェイクでCOP14等が開催された。閣僚級会合では「愛知目標」を含む「戦略計画2011-2020」の確実な実施に向けた努力の加速、2021年以降の新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)の策定等の支援等を盛り込んだシャルム・エル・シェイク宣言が採択された。令和元(2019)年

からは、公開作業部会等においてポスト2020生物多様性枠組等に関する検討が行われている。

(4)我が国の国際協力

我が国は、持続可能な森林経営等を推進するための国際貢献として、技術協力や資金協力等による「二国間協力」、国際機関を通じた「多国間協力」等を行っている。

平成28(2016)年の世界の森林分野の政府開発援助による拠出金6億4千万ドルのうち、我が国は3千6百万ドルを拠出しており、フランス、ドイツ、英国に次ぐ世界第4位の金額を拠出している^{*179}。

(二国間協力)

我が国は、「技術協力」として、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクト、研修等を実施している。令和元(2019)年度には、コンゴ民主共和国等で新たに森林・林業分野の技術協力プロジェクトを開始した。令和元(2019)年12月末現在、森林・林業分野では、18件の技術協力プロジェクト

資料Ⅰ-46 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	実施中件数	終了件数	計
アジア	5	78	83
大洋州	1	4	5
中南米	2	30	32
欧州	1	3	4
中東	1	2	3
アフリカ	8	22	30
合計	18	139	157

注1：令和元(2019)年12月末現在の数値。

2：終了件数は昭和51(1976)年から令和元(2019)年12月末までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

*175 UNFF(2009) Forests and biodiversity conservation, including protected areas. Report of the Secretary-General. E/CN.18/2009/6:5.

*176 生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としている。遺伝資源とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するもの。CBDは「Convention on Biological Diversity」の略。

*177 「Access and Benefit-Sharing」の略。

*178 環境省プレスリリース「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について」(平成29(2017)年5月23日付け)

*179 OECD Stat

トを実施している。林野庁からは、JICAを通じて7か国に8名の専門家を派遣している（資料Ⅰ－46、事例Ⅰ－7）。

「資金協力」としては、供与国に返済義務を課さない「無償資金協力」により、森林造成プロジェクトの実施や森林管理のための機材整備等を行っている。また、JICAを通じて開発資金の低利かつ長期の貸付け（円借款）を行う「有償資金協力」により、造林の推進や人材の育成等を目的とするプロジェクトを支援している。

（多国間協力）

「国際熱帯木材機関(ITTO)」は、熱帯林の持続可能な経営の促進と合法的に伐採された熱帯木材の貿易の発展を目的として、昭和61(1986)年に設立された国際機関である。ITTOには、熱帯木材の生

産国・消費国から73か国及びEUが加盟しており、本部を我が国の横浜市に置いている。我が国はITTOに対し、加盟国としての分担金や本部事務局の設置経費に加え、持続可能な熱帯林経営の推進や違法伐採対策のための普及啓発及び人材育成に必要な経費を拠出している。令和元(2019)年12月に行われた第55回ITTO理事会(ITTC^{*180}55)では、新しい資金調達の試行や、緑の気候基金(GCF^{*181})等との連携強化等が採択された。また、前回(第54回)理事会以降、加盟国等から20件、総額5.1百万ドル(うち我が国から7件、85万ドル)のプロジェクト等に対して拠出又は拠出表明されたことが報告された。

「国際連合食糧農業機関(FAO)」は、各国国民の栄養水準と生活水準の向上、食料及び農産物の生産

事例Ⅰ－7 ホンジュラスにおける生物回廊の設定及び管理能力の強化に向けた支援

中米のホンジュラスは、熱帯に属する生物多様性が豊かな国であり、森林生態系の連続性の確保や地域の生物多様性の維持・強化等を目的に、他の中米各国との連携の下、生物回廊^注の構築を進めている。その一方で、森林の農地への転用、毎年繰り返される森林火災、病虫害の大発生等により森林の減少・劣化も大きな問題となっている。

こうした状況を背景に、我が国は、首都テグシガルパの東方数十kmに位置するラ・ウニオン生物回廊を対象に、平成28(2016)年からJICA技術協力プロジェクト「ラ・ウニオン生物回廊プロジェクト」を開始した。林野庁職員を含む長期専門家を派遣し、ホンジュラスにおける生物回廊にかかる国レベルの施策の推進を支援するとともに、ラ・ウニオン生物回廊の設定・維持保全活動に取り組む地方公共団体等の能力の強化等に取り組んでいる。また、得られた知見を生物回廊管理のモデルとして取りまとめることを目指して、野生動物の生息情報の収集、森林火災予防対策、水源地域の保全活動、環境に配慮した営農など、住民参加による生物多様性保全活動の創出にも取り組んでいる。

注：生物回廊とは、生物多様性の保全や生態系サービスの維持等を目的とした、複数の保護区域及びそれらを接続する森林等から構成された区域



ラ・ウニオン生物回廊で初めて撮影された
ピューマ(Puma concolor)



山火事シーズンに先立つ山火事防止キャンペーン

* 180 「International Tropical Timber Council」の略。

* 181 「Green Climate Fund」の略。



及び流通の改善並びに農村住民の生活条件の改善を目的として、昭和20(1945)年に設立された国連専門機関^{*182}であり、本部をイタリアのローマに置いている。我が国はFAOに対し、加盟国としての分担金の拠出、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出、職員の派遣等の貢献を行っている。平成29(2017)年以降、任意拠出した資金を活用し、開発途上国において植林を大幅に増加させるための土地利用計画の策定、各国の森林関連法制の情報の整備や施行能力の強化に向けた取組への支援を実施している。

また、我が国は、平成5(1993)年以降、国連、UNDP、アフリカ連合委員会(AUC^{*183})等と共同でアフリカ開発会議(TICAD^{*184})を開催しており、令和元(2019)年8月に横浜で「第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)」を開催した。同会議の成果文書として気候変動、防災、人材育成等を含む「横浜宣言2019」が採択され、その具体的措置を定めた「横浜行動計画2019」において、持続可能な森林の管理のための専門家派遣や技術協力のための取組に関する内容が盛り込まれた。

(その他の国際協力)

「日中民間緑化協力委員会^{*185}」では、令和元(2019)年12月、中国の北京で第20回会合を開催し、前年度に実施した植林緑化事業のレビューとともに、これまで19年間、日中両国により進めてきた植林緑化事業が終了することから、全体の評価等について意見交換を行った。その結果、事業の成果が着実に積み重ねられてきたことを確認するとともに、引き続き森林・林業分野において日中で協力していくことで一致した。

同委員会は、平成12(2000)年から毎年開催されている。植林緑化事業には、これまで日本側から82の民間団体、中国側から各関係省庁及び29の省・

自治区・市における多数の地元住民が参加しており、日中両国民の信頼関係、相互理解の増進に貢献してきた^{*186}。

^{*182} それぞれの専門分野で国際協力を推進するために設立された国際機関で、国連憲章第57条及び第63条に基づき国連との間に連携協定を有し、国連と緊密な連携を保っている国際機関のこと。

^{*183} 「African Union Commission」の略。

^{*184} 「Tokyo International Conference on African Development」の略。

^{*185} 中国における植林緑化協力を行う日本の民間団体等(NGO、地方公共団体、民間企業)を支援することを目的として、平成11(1999)年11月に、日中両国政府が公文を交換し設立された委員会。同委員会は、日中両政府のそれぞれの代表者により構成され、助成対象とする植林緑化事業の選定に資するための情報及び意見の交換等を実施(事務局は日中緑化交流基金)。

^{*186} 林野庁プレスリリース「「日中民間緑化協力委員会第20回会合」の結果概要について」(令和元(2019)年12月11日付け)

